

## 現行民法典を創った人びと（27）組織改編後の委員 5・6：倉富勇三郎・重岡薫五郎、外伝22：Jバッジ

七戸，克彦  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/20290>

---

出版情報：法学セミナー．56（7），pp.59-61，2011-07-01．NIPPON HYORONSHA  
バージョン：  
権利関係：

## 現行民法典を創った人びと[27]

九州大学教授 七戸克彦

 法学セミナー  
2011/07/no.679

1 | 司法省法学校速成科第1期生の出世頭にして世界最長の日記(29年間304冊<sup>1)</sup>)の著者・倉富勇三郎は、嘉永6年7月16日久留米藩儒・倉富胤厚の二男に生まれた。後の彼の栄達は咸宜園出身の清浦奎吾・横田国臣の引きによるが、これは同窓である父・胤厚と長兄・恒二郎(代言人から福岡日日新聞社長・福岡県会議員)の人脈といわれる。郷里で漢学を学んだ後、明治6年長崎遊学後7年上京、8年東京英語学校で漢書を教えつつ司法省法学校を目指すが、当初の目標は9年募集の正則科(第2期生)であり、年齢制限をごまかして入学しようとしたのを父に咎められ、止むなく10年募集の速成科(第1期生)に入学。12年9月首席卒業<sup>2)</sup>後は12月司法省照査課詰。翌13年2月判事補となるも、5月生徒課詰、6月職員課詰、12月第七局詰と、法学校関係業務を担当。14年12月判事となった後も17年7月検務局詰、12月議事局員と司法行政畑を歩く。その間15年に同郷(旧久留米藩士)の外交官・広津弘信の長女・能婦(後に宣。その長兄が広津柳浪である)と結婚。

2 | 19年1月東京始審裁判所詰、7月同裁判所判事・判事登用試験委員の後、20年2月司法省参事官・刑事局勤務となり、23年5月大津事件では大津地方裁判所に出張<sup>3)</sup>。24年10月判事・函館控訴院部長となるも翌11月には司法省参事官に復帰、翌25年1月設置の刑法改正審査委員会に2月より参加、28年12月設置の刑事訴訟法調査委員会委員<sup>4)</sup>、両委員会をリードした横田国臣(25年8月司法次官となった清浦奎吾の下で11月より民刑局長。その後29年9月第2次松方正義内閣で司法大臣となった清浦の後を襲って10月司法次官)麾下となって、明治31年首相が伊藤博文に代わった(1月第3次伊藤内閣)後の2月12日法典調査会委員に任命される。その後に開催された民法典審議は4月15日開催の第25回整理会(最後の整理会)1回のみであり、倉富の発言記録はないことから(なお、同日の議事速記録には出席員の記載がないため、倉富の出欠それ自体が不明である)、倉富の任命はおそらく法典調査会へと移管された刑法・刑事訴訟法改正草案審議のための補充だったのだろう(これに対して、2月9日任命の小宮三保松に関しては発言が認められ

 る<sup>5)</sup>)。

3 | 同年6月28日横田=高木コンビの断行した老朽司法官の大淘汰で横田が検事総長、高木が後任の司法次官に昇ると、高木後任の民刑局長。その後35年10月大審院検事、36年10月大阪控訴院検事長、37年4月東京控訴院検事長。翌38年9月の日比谷焼打事件の処理で世論の非難を浴びるが、40年6月法学博士となり9月小宮三保松らとともに韓国に転ずる(倉富は法部次官、小宮は宮内次官)。42年韓国統監府司法庁長官から43年韓国併合後の10月朝鮮総督府司法部長官。

4 | その後大正2年9月第1次山本権兵衛内閣の法制局長官・岡野敬次郎の行政裁判所長官転補により後任長官、翌3年3月には貴族院議員に勅選されるが、4月シーメンス事件による内閣総辞職で長官免官。その後は5年10月帝室会計審査局長官、9年10月より枢密顧問官、14年12月には枢密院副議長に昇り(前任・岡野敬次郎の死去による)、翌15年4月には枢密院議長に就任(前任・穂積陳重の死去による)。10月男爵。昭和9年5月退職後は、法典調査会のメンバーで最後まで生き残り(それまでの生存者は、

仁保亀松(昭和18年9月没)、仁井田益太郎(20年1月没)、松波仁一郎(20年11月没)の3名の起草委員補助)、昭和23年1月26日逝去。94歳の長寿も委員中1位(2位は清浦奎吾92歳。3位は渋沢栄一91歳、4位は西園寺公望90歳)。

### 【組織再編後の委員⑤】



### 倉富勇三郎

くらとみ・ゆうざぶろう (1853-1948)  
 『内閣法制局史』(内閣法制局史編集委員会、1974年)  
 □絵写真より。

- 1) 昨年11月より倉富勇三郎日記研究会(編)『倉富勇三郎日記(全9巻)』(国書刊行会、2010年~)の刊行が開始された。ただし同書は年1冊の刊行なので、完結は2018年になる。倉富に関しては、さらに、浅野豊美「倉富勇三郎」『近現代日本人物史料情報辞典(第2巻)』(吉川弘文館、2005年)88頁、佐野眞一『枢密院議長の日記』(講談社現代新書、2007年)参照。
- 2) 手塚豊「司法省法学校小史」『手塚豊著作集(第9巻)』(慶応通信、1988年)123頁。
- 3) 倉富勇三郎「裁判所構成法施行前後の回顧」法曹会雑誌17巻11号(1939年)38頁。肝心の刑事局長・河津祐之が所在不明で心当たりの待合(!)を探すも見つからず、仕方なく倉富が派遣されたという。『平沼騏一郎回顧録』(学陽書房、1955年)31頁。
- 4) 両委員会に関しては、鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本2』(有斐閣、2006年)131頁以下参照。
- 5) 「法典調査会民法整理会議事速記録」『日本近代立法資料叢書14』(商事法務、1988年)552頁、569頁。

1 | 重岡薫五郎は文久2年1月3日伊予国喜多郡内ノ子村（現・内子町）で呉服商兼雑貨屋を営む重岡嘉平・エイ夫婦の二男（二男四女の第三子）に生まれた<sup>6)</sup>。松山中学を中退して家業を手伝うも（その間の明治15年19歳で従姉妹のシカ（後に静子）と結婚）、その後宇和島・松山・大阪での修学を経て、17年7月東京大学法学部別課法学科に入学。別課法学科に関する研究はほとんど進んでいないが、重岡家には穂積陳重の法学通論、富井政章のフランス民法総則と契約編、土方寧の英国契約法・英国私犯法その他数十冊の和綴ノートが遺っているという<sup>7)</sup>。19年4月別課法学科が廃止され司法省法学校速成科に移管編入された後、20年7月12日判事登用試験に合格、10月1日判事試補・松山始審裁判所詰を命ぜられる（司法省法学校卒業は同月6日）。だが、仏国留学を切望していた彼は、11日職を辞し、翌12日出国、11月マルセイユ着後直ちにエクス大学に入学。短期留学でのキャリア取得の目論見通り、明治22年7月にはバシュリエ、11月にはリサンシェ取得、23年には名門モンペリエ大学の創立600年祭にエクス大学・学生総代として仏語演説し、時のカルノー大統領と握手を交わし晩餐会にも招かれる。その際、短軀の東洋人<sup>8)</sup>の貧乏学生は入邸を咎められ、大統領からの招待状を提示したところ門衛の狼狽は甚だしかったという。24年7月最優等の成績で法学博士号を取得し10月帰朝。

2 | 翌明治25年2月の第2回総選挙に地元・愛媛3区の自由党候補として（当時29歳で被選挙権がないのに歳をごまかし……といっても、年齢詐称は普通に行われていた時代であったが）立候補するも、改進黨系<sup>ありともまさちか</sup>の有友正親に敗れる。同年9月京都の第三高等中学校教務依嘱、11月には教授となるも、26年3月30日依願免官し、教務嘱託に戻る。翌4月13日に代言人免許を受けていることから、明治26年5月の弁護士法施行前の駆け込み登録のため、教授本官職を辞しておく必要があったのだろう。8月には居を京都から大阪に移して弁護士業務を開始し、三高の嘱託も辞めて、関西法律学校（井上操・小倉久・堀田正忠・吉田一士らにより明治19年に設立された仏法系法律学校。現・関西大学）教授嘱託となる。

3 | その後、27年3月の第3回総選挙で宿敵・有友正親を破って当選。だが、いかなる理由に基づくもの

か、天皇を「てんこう」と読む癖があり、同年6月1日衆議院における条約改正反対演説では、「一体天<sup>クツツ</sup>皇ニ於テ（笑声起リ『てんのう——ト言給へ』ト呼フ者アリ）天皇ニ於テ（笑声起ル）……（『天コウ博士』ト呼フ者アリ）……宣戦講和ト云フ権力ヲ天こうニ与ヘテアル（笑声起ル）天のうト申シマス方ガ宜シケレバ天のうト申シマス」などと議員一同に嘲笑された挙げ句、演説内容についても「君ハ仏蘭西人ナリ君ハ仏蘭西憲法ヲ知ルノミ」と野次られ散々な目に遭っている<sup>9)</sup>。

4 | 同年9月の第4回総選挙で再選後、翌28年5月1日星亨と交代する形で法典調査会委員。その後31年3月第5回総選挙にも当選し、37年第9回総選挙まで通算7期連続当選、その間31年7月隈板内閣の外務省通商局長、33年9月の立憲政友会の設立に奔走し翌10月の第4次伊藤博文内閣で松田正久文部大臣の官房長、フランス留学組の先輩・松田に重用されて政友会に重きをなすが、明治38年末に胃癌が見つかり手術を受けるも末期であり、翌39年東京を引き払って郷里・内子に戻り、6月21日早朝に没。享年44歳4か月は法典調査会委員中2番目の短命（1番は山田東次41歳4か月、3番は熊野敏三44歳10か月）。内子町・禪昌寺にある墓碑の表の「正五位重岡

薫五郎之墓」の文字は西園寺公望の揮毫（左側面の法名の文字も西園寺、右側面の没年の文字は松田正久）。

#### 【組織再編後の委員⑥】



### 重岡薫五郎

しげおか・くんごろう (1862-1906)

重岡忠三『重岡薫五郎小伝』（私家版・非売品、1954年）  
□絵写真より。

6) 『明治人名辞典Ⅱ下巻』（日本図書センター、1988年……『日本現今人名辞典』（日本現今人名辞典発行所、1900年）の復刻）しノ15頁のほか、重岡の評伝として、五十周忌に三男が著した重岡忠三『重岡薫五郎小伝』（私家版・非売品、1954年）、芳我素典「重岡薫五郎氏の活躍した頃」郷土うちこ7号（1982年）17頁がある。

7) 前掲注6)『重岡薫五郎小伝』8頁。

8) もっとも、ベルツ——Erwin Baelz, *Die körperlichen Eigenschaften der Japaner. Eine anthropologische Studie*, [1. Teil]: Separatabdruck aus dem 28. Heft der Mitteilungen der Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens, 1883, Yokohama, Buchdruckerei des "Echo du Japon"; [2. Teil]: Separatabdruck aus dem 32. Heft.によれば、1880年（明治13年）前後の日本人の平均身長は男子158cm (2. Teil, S.32)、女子147.4cm (2. Teil, S.34) であるから、身長4尺9寸（≒161.7cm）の重岡は、平均より高いほうである。

9) 第6回帝国議会衆議院議事速記録15号388-389頁。

1 | ひまわりバッジの正式名称は「弁護士記章」であるが(昭和54年11月2日日本弁護士連合会規則第35号「弁護士記章規則」)、Jバッジの正式名称は「司法修習生のバッジ」と身も蓋もない(昭和32年11月15日最高裁判所規程第11号「司法修習生のバッジに関する規程」)。ところでJバッジの各片が青・赤・白の3色で、それぞれが戦前の判事・検事・弁護士の職服の刺繍の色に対応している、という説明は、二重の意味で疑問符がつく。というのも、第1に、上記規程「(附図) バッジの制式」によれば上片の色は「青」ではなく「紺」だからであり、第2に、戦前の判事の法服の刺繍の色は「青」でも「紺」でもなく「紫」だったからである。

2 | 日本の法曹の制服は、明治23年裁判所構成法(114条1項「判事検事及裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服ヲ著ス」)を受けて制定された同年10月23日勅令第260号「判事検事裁判所書記及執達吏服制ノ件」に始まる<sup>10)</sup>。それまでは「貧書生上りの多い判事や検事の事とて、或ひは浴衣掛けあり、紺がすりあり、黒紋付あり、法廷に於ける服装は極め

て区々であり且見すばらしく雛段光景はまことに見苦しかった<sup>11)</sup>。法服は裁判所の権威を示す絶好の視覚的装置である。だが問題はそのデザインで、フランスの法服の模倣を主張する司法次官・箕作麟祥を排して、司法大臣・山田顕義<sup>あきよし</sup>は国学者・黒川真頼<sup>まより</sup>に考案を委嘱する。黒川は東京美術学校創設の際、天平時代の文官の装束を擬した教官・学生用制服を考案した人で、この制服は美術のプロたちには大不評で明治31年には廃止されてしまうのだが<sup>12)</sup>、国学に傾倒する山田の琴線には触れたらしい。黒川が考案したのは「わが国最初の法制家たる聖徳太子が衣冠十二階を制定した事に象り、雲泥模様の法冠を、更に紫、赤の縫取を以て夫々五七の桐の御紋章に西洋のガウンに擬した和洋折衷の法衣<sup>13)</sup>」で、砂川雄峻<sup>かつたか</sup>によれば「判事が職服を着て始めて訟廷に臨んだときは、言い合はした如く皆極まり悪る気に微笑を洩らして居った<sup>14)</sup>」。

3 | なお、飾りに配された桐花の数は、大審院判事は7個、控訴院判事は5個、地方裁判所・区裁判所判事は3個であったが、3年後の明治26年弁護士法の際に制定の弁護士の職服(同年4月5日司法省令第4号<sup>15)</sup>)に桐花はない。桐花は皇室あるいは官吏のシンボルだ

からである。また、冠位十二階の最高位は「紫(徳)」で、以下「青(仁)」「赤(礼)」「黄(信)」「白(義)」「黒(智)」であるから(×2「濃・淡(大・小)」で全12色)、判事・検事・弁護士の順で位階が低いことになる(ちなみに、有爵者大礼服の飾りも、公爵「紫」、侯爵「紺」、伯爵「桃色」、子爵「浅黄」、男爵「萌黄」の順である。明治17年12月18日宮内省達乙第14号)。

4 | 昭和22年裁判所法の制定により戦前の服制は失効した。しかし、まず昭和24年1月28日最高裁判所規程第1号「裁判官その他の裁判所職員及び司法修習生のバッジに関する規程」で現在の八咫の鏡バッジが制定され(裁判官は全面金色であるのに対して、職員・司法修習生は縁が銀色)、次いで同年4月1日最高裁判所規則第5号「裁判官の制服に関する規則」により現在の

黒色羽二重の法服が定められる(考案は黒川と同じく東京美術学校教授の高田正二郎<sup>16)</sup>)。そして27年4月24日最高裁判所規程第9号「裁判所書記官の職服に関する規程」、29年4月24日最高裁判所規程第2号「廷吏の職服に関する規程」制定の後、昭和

32年八咫の鏡に代えて新たに司法修習生用のJバッジが制定された、というわけである。

5 | なお、秋霜烈日バッジの制定は、昭和25年7月1日法務府訓令第4号「検察官記章規程」による。

10) 三淵乾太郎「(裁判用語の常識6)法服について」本誌175号(1970年)40頁、岩谷十郎「法服と刑事裁判」『法社会史』(山川出版社、2001年)458頁。

11) 馬屋原成男「法服の由来」『随筆・罪と罰』(乾元社、1948年)100頁の引用する平沼騏一郎の言。

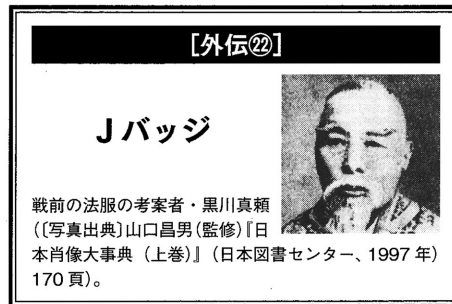
12) 『東京芸術大学百年史(東京美術学校篇・第1巻)』(東京芸術大学百年史刊行委員会、1987年)138頁以下、351頁、369頁。

13) 馬屋原・前掲注11)100-101頁。

14) 鷲城逸史(砂川雄峻)『法曹紙屑籠』(藤原喜一、1918年)105-106頁。

15) すでに上記明治23年裁判所構成法114条が2項で「前項ノ開廷ニ於テ審問ニ参与スル弁護士モ亦一定ノ職服ヲ著スルコトヲ要ス」と規定していた。同法は「弁護士」の語を用いる最初の法令であり、その後26年弁護士法までは、訴状には「代言人」と記したが、口上では朝野何人でも「弁護士」と名乗るようになった。新井要太郎「日本弁護士史(代言人時代)」東京弁護士会(編)『弁護士史』(谷村唯一郎・非売品、1939年)39頁、42頁。

16) 三淵・前掲注10)41頁。(しちのへ・かつひこ)



【外伝②】

## Jバッジ

戦前の法服の考案者・黒川真頼  
 ((写真出典)山口昌男(監修)『日本肖像大事典(上巻)』(日本図書センター、1997年)170頁)。